

群馬大学医学部附属病院臨床研修センター内規

平成 16. 4. 1 制定

改正 平成 16. 11. 9 平成 17. 4. 1

平成 17. 9. 13 平成 19. 4. 1

平成 20. 4. 1 平成 30. 4. 1

令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、群馬大学医学部附属病院臨床研修センター（以下「臨床研修センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第 2 条 臨床研修センターは、医師の卒後臨床研修に関する研修計画の策定及び実施、医員（研修医を含む。以下「研修医」という。）及び指導医の評価等を円滑に行うとともに、幅広い知識や経験を有する医師の養成を図ることを目的とする。

(業 務)

第 3 条 臨床研修センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 卒後臨床研修の実施に関すること。
- (2) 研修医の募集及び登録に関すること。
- (3) 研修実施過程におけるカリキュラムの管理に関すること。
- (4) 指導医の評価に関すること。
- (5) 研修医の研修に係る評価・修了認定に関すること。
- (6) 研修医に係る連絡及び照会事項の対応に関すること。
- (7) 研修医に係る教育研修協力病院との連絡調整に関すること。
- (8) その他卒後臨床研修に関すること。

(職 員)

第 4 条 臨床研修センターに次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) その他業務に必要な職員

(運営委員会)

第 5 条 臨床研修センターの円滑な運営を図るため、臨床研修センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、臨床研修センターの運営に関する事項を審議する。

(組 織)

第 6 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 病院長が指名する診療科長 若干人
- (4) 公衆衛生学分野教授

- (5) 神経精神医学分野教授
 - (6) 各診療科及び中央診療施設から選出された准教授，講師又は助教 各1人
 - (7) 副看護部長
 - (8) 事務部長
 - (9) 総務課長
 - (10) 学務課長
 - (11) その他委員長が必要と認めた者
- (任期)

第7条 前条第3号及び12号の委員の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き，センター長をもって充てる。

2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

3 委員長に事故あるときは，あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第9条 委員会は，委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めたときは，委員以外の者を会議に出席させ，その意見を聞くことができる。

(小委員会)

第11条 委員会に，具体的事項を検討させるため，必要に応じて小委員会を置くことができる。

(報告)

第12条 委員長は，委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事務)

第13条 委員会の事務は，センター及び総務課において処理する。

(雑則)

第14条 この内規に定めるもののほか，センターの運営に関して必要な事項は，委員会の議を経て別に定める。

(内規の改廃)

第15条 この内規の改廃は，病院運営会議の議を経て，病院長が行う。ただし，法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正，その他軽微な改正に関しては，会議への付議を省略することができる。

附 則

この内規は，平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正は，令和8年4月1日から施行する。